

## 中間市後援事務取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、展覧会、講習会、研究会、競技会等の事業に対し、中間市（以下「市」という。）が行う後援に係る事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において後援とは、市が事業の趣旨に賛同し、当該事業を支援するため、奨励の意を表して中間市の名義の使用を承認することをいう。

### (対象団体等)

第3条 後援の対象となる主体（以下「対象団体等」という。）は、国、地方公共団体若しくは公共的団体又はその他公共的活動を行う団体であつて、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 役員（当該団体において支配的な地位にあるものをいう。以下同じ。）の住所、身分等が明らかであること。
- (2) 規約等の定めがあり、団体の意思が明らかであること。
- (3) 事業遂行能力が十分にあると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（中間市暴力団排除条例（平成22年中間市条例第8号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は、対象団体等になることができない。

### (対象事業)

第4条 後援の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象団体等が主催する展覧会、講習会、研究会、競技会等の事業であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 文化、芸術、スポーツ又は教育の振興その他市民の福祉の向上にとって積極的意義が認められるものであつて、かつ、公共性の高いものであること。
- (2) 政治的思想及び政治的信条に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等に当たらないものであること。
- (3) 特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等に当たらないものであること。
- (4) 専ら営利を目的としない公益性のあるものであること。
- (5) 入場料等を徴収する場合にあつては、その目的、額等が社会通念上適正なものであること。
- (6) 広く市民を対象とすること。
- (7) 参加者の健康及び安全について十分な配慮がなされていること。
- (8) 法令等に違反しないものであること。
- (9) 特定の個人又は団体の宣伝に利用されないものであること。
- (10) 公序良俗に反しないものであること。
- (11) 社会的な悪影響を与えるおそれのないものであること。

### (申請の手続)

第5条 この規程に定めるところにより後援を受けようとする対象団体等は、事業実施日の

40日前までに、後援承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）及び誓約書（別記第2号様式）に次に掲げる資料を付して市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる資料については、市が当該資料を保有し、又は社会通念上明白である場合は、市長は、これを省略させることができる。

- (1) 規約等、組織図、活動実績等第3条第1項各号に該当することを明らかにする資料
- (2) 対象事業に係る経費の収支予算書、事業計画書その他当該事業の実施に伴う必要な資料

（後援の承認等）

第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、第3条及び第4条に照らして後援の適否を審査の上、適当と認めるときは後援承認通知書（別記第3号様式。以下「承認通知書」という。）により、不適当と認めるときは後援不承認通知書（別記第4号様式）により、事業実施の30日前までに申請団体等に対して通知するものとする。

2 前項の規定による承認に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業計画に変更が生じたときは、後援承認事項変更届出書（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出ること。
- (2) 市の名義の使用は、承認通知書の交付後とし、当該通知書が交付されるまでは、市長が特に認めた場合を除き、いかなる文書、図画等にも市の名義を記載することができないこと。
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当したときは、後援の承認を取り消すことができること。

ア 虚偽の申請により後援の承認を受けたことが判明したとき。

イ 第3条又は第4条の要件に該当しなくなったとき。

ウ 事業計画を変更した場合において、当該変更後の事業と変更前の事業とが同一性を欠くとき。

エ 関係法令若しくはこの規程の規定又は後援の承認の決定の際に付した条件に違反したとき。

- (4) 前号の規定による後援の承認の取消しにより団体等に損害が生じても、市は、賠償の責めを負わないこと。

- (5) 事業の開催に関し損害が生じた場合は、団体等の責任において処理すること。

（事業の変更）

第7条 市長は、前条第2項第1号の規定により後援承認事項変更届出書が提出されたときは、速やかに当該変更後の事業と変更前の事業との同一性の有無を確認するものとする。

（承認の取消し等）

第8条 市長は、第6条第2項第3号の規定により後援の承認を取り消したときは、後援承認取消通知書（別記第6号様式）により、当該承認を受けた対象団体等に通知するものとする。

2 市は、前項の規定により後援の承認が取り消された団体に対し、以後、後援を承認しないことができる。

（事業報告書）

第9条 第6条第1項の規定による後援の承認を受けた対象団体等は、当該承認を受けた事業が終了したときは、速やかに事業報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該事業が参加者から入場料等を徴収するものであるときは、市長は、併せて収支決算書の提出を求めることができる。

（他の部局との調整）

第10条 同一の事業について教育委員会に対しても後援の承認が申請されたときは、当該事務の所管課と相互に調整の上、取扱いを決定するものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

別記第1号様式（第5条関係）

## 後援承認申請書

年 月 日

中間市長 様

主催団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

担当者住所 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号  
(携帯電話) \_\_\_\_\_

下記の事業について、後援の承認を受けたいので、中間市後援事務取扱規程第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業の名称	
主催及び その他の共催・後援・協賛団体	
事業の目的及び申請の理由	
後援の内容 (○をつける)	・ チラシ      ・ 横断幕      ・ その他(      ) ・ 雑誌広告      ・ 新聞掲載 ・ 立て看板      ・ ホームページ掲載
対象及び参加予定人数	対 象： 参加予定人数：
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
入 場 料 等	円
会 場	

別記第2号様式（第5条関係）

別記第2号様式（第5条関係）

## 誓 約 書

私たちは、中間市暴力団排除条例に基づき、中間市の事務及び事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団はもとより、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を当該事業から排除していることを確認した上で、下記のいずれにも該当しない団体であることを誓約します。

なお、上記誓約に違反した場合、後援の承認の取消し等、中間市が行う一切の措置について、異議の申立てを行いません。

## 記

- 1 暴力団
- 2 暴力団員が役員となっている団体
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

年 月 日

中間市長 様

主催団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

別記第3号様式（第6条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

中間市長

## 後援承認通知書

年 月 日付けで行われた後援の申請については、下記のとおり承認します。中間市後援事務取扱規程第6条第1項の規定により通知します。

記

事業の名称	
主催及び その他の共催・後援・協賛団体	
事業の目的及び申請の理由	
後援の内容	
対象及び参加予定人数	対象： 参加予定人数：
期 間	
入 場 料 等	円
会 場	
指 示 又 は 条 件	裏面に記載

別記第3号様式（第6条関係）裏面

【指示又は条件】

- 1 事業計画に変更が生じたときは、後援承認事項変更届出書（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出ること。
- 2 市の名義の使用は、本通知書の交付後とし、本通知書が交付されるまでは、市長が特に認めた場合を除き、いかなる文書、図画等にも市の名義を記載することができないこと。
- 3 次のアからエまでのいずれかに該当したときは、後援の承認を取り消すことができること。
  - ア 虚偽の申請により後援の承認を受けたことが判明したとき。
  - イ 中間市後援事務取扱規程第3条又は第4条の要件に該当しなくなったとき。
  - ウ 事業計画を変更した場合において、当該変更後の事業と 変更前の事業とが同一性を欠くとき。
  - エ 関係法令若しくは中間市後援事務取扱規程の規定又は後援の承認の決定の際に付した条件に違反したとき。
- 4 3による後援の承認の取消しにより団体等に損害が生じても、市は、賠償の責めを負わないこと。
- 5 事業の開催に関し損害が生じた場合は、団体等の責任において処理すること。
- 6 事業終了後、速やかに事業報告書（別記第7号様式）を提出すること。

別記第4号様式（第6条関係）

別記第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

中間市長

## 後援不承認通知書

年 月 日付けで行われた後援の申請については、下記のとおり不承認としますので、中間市後援事務取扱規程第6条第1項の規定により通知します。

記

事業の名称	
不承認の理由	



別記第5号様式（第6条関係）

別記第5号様式（第6条関係）

## 後援承認事項変更届出書

年 月 日

中間市長 様

主催団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

担当者住所 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号  
(携帯電話) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で後援の承認のあった事業の内容について変更が生じたため、中間市後援事務取扱規程第6条第2項第1号の規定により届け出ます。

### 記

変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他	

別記第6号様式（第8条関係）

別記第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

中間市長

## 後援承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した後援の承認については、  
下記のとおり取り消しましたので、中間市後援事務取扱規程第8条第1項の規定により  
通知します。

記

事業の名称	
取消しの理由	

別記第7号様式（第9条関係）

別記第7号様式（第9条関係）

# 事業報告書

年 月 日

中間市長 様

主催団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

担当者住所 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号  
(携帯電話) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号で後援の承認を受けた事業が終了しましたので、中間市後援事務取扱規程第9条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

事業の名称	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
会場	
参加人数	人
入場料等	無 ・ 有（総額 円）
事業の成果等	